

# (仮称) 磐田市こどもの権利条例【案】 解説書

磐田市は、この条例により

「こどもが心から安心でき、  
取り巻く全ての世代の人が  
幸せを実感できるまち」

を目指します



スマートフォンでのご意見はこちらから  
みなさまのご意見をお待ちしております

2024年11月



# 目次

1	(仮称) 磐田市こどもの権利条例とは	P1
2	条例制定の背景	P1
3	条例制定の目的	P2
4	こどもの権利とは(4つの原則)	P2
5	条例の構成	P3
6	条文の解説	P4
	前文	P4
	第1章 総則	P5
	第1条 目的	P5
	第2条 定義	P6
	第3条 基本理念	P7
	第2章 こどもの権利	P8
	第4条 個人として尊重される権利	P8
	第5条 生命、生存及び発達に対する権利	P9
	第6条 意見の表明及び社会へ参画する権利	P10
	第7条 こどもの最善が考慮される権利	P11
	第3章 こどもの権利の保障における責務及び役割	P12
	第8条 市の責務	P12
	第9条 保護者の責務	P13
	第10条 学校関係者等の責務	P14
	第11条 市民等の役割	P14
	第12条 事業者の役割	P15
	第13条 こどもの役割	P15
	第4章 こどもの権利の保障の推進	P16
	第14条 こどもの権利の普及	P16
	第15条 虐待等の防止等	P17
	第16条 いじめの防止等	P18
	第17条 有害又は危険な環境からの保護	P19
	第18条 子育て家庭に対する支援	P20
	第19条 こどもの意見の表明及び参画の促進	P21
	第20条 多様性の尊重	P22
	第21条 こどもの居場所づくり	P23
	第22条 多様な体験等の機会の提供	P23
	第5章 施策の推進	P24
	第23条 計画の策定及び公表	P24
	第24条 検証	P24
	第6章 雑則	P24
	第25条 委任	P24

# (仮称) 磐田市こどもの権利条例【案】 解説書

## 1 (仮称) 磐田市こどもの権利条例とは

(仮称) こどもの権利条例は、磐田市に関わる全ての人々が、こどもの権利に対する理解を深め、尊重することで、「こどもが心から安心でき、取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまち」を実現するための条例です。

こどもの身近な生活の場で、こどもの権利が守られ笑顔でいられることを願い、磐田市が制定を目指しています。

## 2 条例制定の背景

### (1) 国の状況

「こどもの権利」について世界共通の基盤となっているのは、「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」）」です。この条約では、こどもは「権利の主体」であると位置づけ、日本は1994年に批准しました。

その後、長らくこどもの権利に関する基本法は存在しませんでした。2023年4月1日に「こども基本法」が施行されました。この法律制定の背景には、以下のような課題があるとされています。

- ・児童虐待相談や不登校の件数が過去最多となるなど、こどもを取り巻く深刻な状況
- ・国の各種政策にもかかわらず、少子化の進行や人口減少に歯止めがかからない現状

こども基本法は、日本国憲法および子どもの権利条約の精神に基づき、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

また、地方公共団体の責務として、同法の基本理念に基づいたこどもに関する施策の実施や、都道府県こども計画、市町村こども計画の策定に努めることなどが規定されています。

### (2) 磐田市の状況

磐田市では、「第1期磐田市子ども・子育て支援事業計画」（2015～2019）および「第2期磐田市子ども・子育て支援事業計画」（2020～2024）に基づき、磐田市独自の「切れ目のない子ども・子育て支援」により、子育て当事者が安心して子育てできると実感し、住んでよかったと感じられるまちの実現に向け、各種施策に取り組んできました。

しかし、磐田市においても児童虐待や不登校の件数は増加傾向にあり、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない現状があります。

この現状を受け、全てのこどもの権利が守られ、こどもが安心して生活するためには、身近な生活の場で「こどもの権利」が理解され、尊重されることが重要であると考え、地域社会全体で意識の醸成を図るため、条例の制定に向けた検討を行ってきました。

### 3 条例制定の目的

#### (1) 地域社会での理解促進

こどもの身近な生活の場である磐田市が条例を制定し、こどもの権利とこどもの権利を守るための大人の役割を明確にすることで、地域社会全体で、こどもの権利保障に関する理解を深め、また尊重する意識が高まることを目指します。

#### (2) 継続的な権利保障の実現

条例の制定により、磐田市に関わるすべての人が連携・協力して、こどもの権利保障に関する取組みを継続して推進していくことを目指します。

#### (3) (仮称)磐田市こども計画との一体的な推進

条例に「こどもの権利保障」に関する理念を定め、現在、策定を進めている「(仮称)磐田市こども計画」により、こどもを取り巻く環境の変化に柔軟に対応した施策を展開することで、理念と施策の一体的な推進を目指します。

**「こどもが心から安心でき、取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまち」**

### 4 こどもの権利とは（4つの原則）

子どもの権利条約の基本的な考え方は以下の4つで示されています。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆるこどもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」であるとされています。これらの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

#### ○ 差別禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

#### ○ こどもの最善の利益(こどもにとって最もよいこと)

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

#### ○ 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

#### ○ こどもの意見の尊重(こどもが意味のある参加ができること)

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

(出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ)

## 5 条例の構成

- この条例は、前文<sup>注1</sup> 及び本則<sup>注2</sup> で構成しています。
- 前文は、磐田市が目指す「こどもが心から安心でき、取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまち」に向けて、こどもの権利に関する磐田市の姿勢を示しています。
- 第1章（第1条～第3条）総則では、条例の目的や用語の意義、基本理念について定めています。
- 第2章（第4条～第7条）では、「こどもの権利」について定めています。
- 第3章（第8条～第13条）では、第2章で定めた「こどもの権利」を踏まえ、「こどもの権利の保障における責務及び役割」について定めています。
- 第4章（第14条～第22条）では、第2章のこどもの権利と、第3章の責務・役割を踏まえ、磐田市に関わる全ての人々が「こどもの権利」を守るために行うことについて定めています。
- 第5章（第23条～第24条）では、施策の推進について定めています。
- 第6章（第25条）では、委任<sup>注3</sup> について定めています。

※注1「前文」…本則の前に置かれ、その条例の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章

※注2「本則」…条例の本体の規定

※注3「委任」…この条例で定めるもの以外に、必要な事項は、市長が別に定めるとする規定



※この条例は、こどもの権利に関する基本的な考え方や方向性を示す理念条例であり、具体的なルールや数値を決めるものではありません。

## 6 条文の解説

### 前文

磐田市は、豊かな自然、脈々と受け継がれてきた歴史、文化、元気な産業、まちの象徴であるスポーツなどの資源に恵まれた、多彩な魅力を持つまちです。

そして、このまちで暮らす子どもたちは、貴重な地域社会の一員であり、磐田市の歴史を紡いでいく、かけがえのない存在です。

子どもは、生まれながらに権利の主体であり、子どもならではの権利を持っています。

磐田市に関わる全ての人、子どもの意見や気持ちを尊重し、寄り添い、協力して「子どもの権利」を守り、子どもが笑顔でいられるよう支えることを約束します。

磐田市は、地域社会の宝である子どもが心から安心でき、取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまちの実現のため、この条例を制定します。

### 【解説】

- 磐田市の想いを表す文章であり、子どもをはじめとして、磐田市に関わる全ての人に読んでもらいたいため、口語調で簡潔にまとめています。
- 磐田市の未来を担う子どもたちに対して、これまで受け継がれてきた歴史や自然、スポーツなどの地域の魅力に、子どもたち自身が新たに創造する魅力を加え、繋いでいってほしいという想いを込めて「歴史を紡いでいく、かけがえのない存在」と表現しました。
- 磐田市の目指す姿として、まずは「子どもたちが心から安心できるまち」、そして、子どもが心から安心することで、「取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまち」の実現を掲げています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、こどもにとって大切な権利の保障の推進に関する基本理念を定め、磐田市（以下「市」という。）に関わる全ての人がかどもの権利に対する理解を深め、これを尊重し、もってこどもが心から安心して生活でき、かつ、全ての人がかせを実感できるまちの実現に寄与することを目的とする。

### 【解説】

- この条例を制定する目的について定めています。
- この条例は、こどもの権利に関する具体的な施策の内容を盛り込んだ「政策条例」ではなく、こどもの権利に関する基本的な考え方や方向性について定めた「理念条例」です。
- こどもの権利を守るための基本的な考え方（基本理念）を定め、磐田市全体でこどもの権利を理解・尊重し、「こどもが心から安心して生活でき、全ての人がかせを実感できるまち」の実現を目指していきます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 市内に居住し、通学し、通勤し、又はその他の目的で市に滞在する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であると市長が認める者をいう。
- (2) 保護者 こどもの親又はこどもを現に養育する者をいう。
- (3) 学校関係者等 市内にある保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童福祉施設その他こどもが学び、育つための施設の関係者及び組織をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学する者又は市内で活動する者をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む全ての個人及び団体をいう。
- (6) 関係機関 市以外の地方公共団体、警察及び医療機関をいう。

【解説】

- この条例で使用する用語の定義について定めています。

【定義】

こども

- あらゆる個性（人種、国籍、性別、宗教、言語の違い、障がいの有無など）に関係なく、18歳未満であれば全て対象となります。
- こどもの成長は、個人によって大きく異なります。18歳以上でも「権利を認めることが適当であると市長が認める者」も含めています。

保護者

- こどもの親のほか、親の代わりにこどもを育てる祖父母などの親族、児童福祉法に定める里親などが該当します。

学校関係者等

- 市内にある保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中間教室（教育支援センター）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、子育て支援センターなどに在籍する職員や運営に携わる人などが該当します。

市民等

- 磐田市に住んでいる住民だけでなく、市内で勤務や活動を行っている全ての個人や団体が該当します。

事業者

- 法人格の有無にかかわらず、市内で事業活動を行う全ての個人や団体が該当します。

関係機関

- 他市町村、県（児童相談所含む）、警察、病院などが該当します。



(基本理念)

第3条 こどもの権利の保障は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 次章に規定するこどもの権利（以下「こどもの権利」という。）は、特に大切なものとして保障すること。

【解説】

- 磐田市に関わる全ての人々が、こどもの権利を保障するために、常に意識すべき基本的な考え方を基本理念として掲げています。
- こどもは「弱くておとなから守られる存在」ではなく、ひとりの人間として人権（権利）を持っている「権利の主体」だという考え方を定めています。
- 子どもの権利条約に定められているこどもの権利は全て重要ですが、こども基本法の基本理念にも定められた特に大切な権利を第2章（第4条～第7条）に定めています。

## 第2章 こどもの権利

(個人として尊重される権利)

第4条 全てのこどもは、あらゆる偏見及び差別その他不当な扱いを受けることがないよう、個人として尊重される権利を有するものとする。

### 【解説】

- こどもは、いかなる理由があろうと、偏見や差別、不当な扱いを受ける理由にはならず、個人として尊重される権利を持っています。
- 「いかなる理由」とは、例えばこどもであること、人種、国籍、性別、宗教、言語の違い、障がいの有無などが想定されます。
- 「その他不当な扱い」とは、例えば金銭的な搾取、意見を聞いてもらえないなどの正当ではない扱いを指します。
- 子どもの権利条約第2条<sup>注1</sup>の「差別の禁止」、こども基本法第3条第1項<sup>注2</sup>の趣旨を踏まえて定めています。

#### ※注1「子どもの権利条約第2条」

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

#### ※注2「こども基本法第3条第1項」

全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

(生命、生存及び発達に対する権利)

第5条 全てのこどもは、医療、教育及び生活の支援を受けることにより、命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして健全に成長し、発達する権利を有するものとする。

【解説】

- こどもは、必要な支援を受けることができ、命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして自分らしく成長できる権利を持っています。
- 例えば、必要な医療を受けることができること、教育を受ける機会が与えられること、健康的な生活および社会環境を確保されることなどが想定されます。
- 子どもの権利条約第6条<sup>注1</sup>の「生命への権利」、こども基本法第3条第2項<sup>注2</sup>の趣旨を踏まえて定めています。

※注1「子どもの権利条約第6条」

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

※注2「こども基本法第3条第2項(基本理念)」

全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

（意見の表明及び社会へ参画する権利）

第6条 全てのこどもは、自らに関係のある事柄について自由に意見を表明し、及び社会に参画することができる権利を有するものとする。

【解説】

- こどもは、自らに関係する全ての事柄に関して自由に意見を表明できる機会と、様々な社会活動に参画する機会が確保される権利を持っています。
- 「自らに関係のある事柄」とは、どのような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響があることを想定しています。
- 「社会に参画する」とは、ボランティアなどの活動のほか、こども基本法第11条<sup>注1</sup>で規定されているこども施策の策定等にあたってのこどもの意見反映の機会などを想定しています。
- 子どもの権利条約第12条<sup>注2</sup>の「意見表明権」、こども基本法第3条第3項<sup>注3</sup>の趣旨を踏まえて定めています。

※注1「こども基本法第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）」

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

※注2「子どもの権利条約第12条」

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

※注3「こども基本法第3条第3項（基本理念）」

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

(こどもの最善が考慮される権利)

第7条 全てのこどもは、こどもに関する全ての事柄において、最善の利益を考慮される権利を有するものとする。

【解説】

- こどもは、こどもに関する全ての事柄において、こどもにとって最もよいことは何かを優先して考慮される権利を持っています。
- 子どもの権利条約第3条<sup>注1</sup>「こどもの最善の利益」、こども基本法第3条第4項<sup>注2</sup>の趣旨を踏まえて定めています。

※注1「子どもの権利条約第3条」

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

※注2「こども基本法第3条第4項(基本理念)」

全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

### 第3章 こどもの権利の保障における責務及び役割

#### (市の責務)

第8条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、学校関係者等、市民等、事業者及び関係機関と連携及び協力をして、こどもに関する施策を実施するものとする。

2 市は、保護者、学校関係者等、市民等及び事業者（以下「保護者等」という。）が、次条から第13条までに規定する責務又は役割を果たすため、必要な支援を行うものとする。

#### 【解説】

- こどもの権利を守る市の責務について定めています。
- 市は、こどもの権利を保障するため、保護者・学校関係者等・市民等・事業者・関係機関と連携及び協力してこどもに関する施策を実施します。
- 市は、保護者・学校関係者等・市民等・事業者がそれぞれの立場で活動するにあたり、その責務や役割を果たせるよう、支援をしていきます。

#### 【定義】

##### 保護者等

- 保護者・学校関係者等・市民等・事業者が含まれます。

### (保護者の責務)

第9条 保護者は、こどもの養育及び発達について第一に責任を持つ存在であることを認識するとともに、こどもの最善の利益を考えて行動することにより、こどもの権利を保障しなければならない。この場合において、保護者は、必要に応じて、市、学校関係者等及び関係機関に相談し、及び支援を求めるものとする。

#### 【解説】

- こどもの養育について、第一義的な責任がある保護者の責務について定めています。
- 保護者は、こどもにとって最も身近で、影響のある大人です。
- こどもが幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、こどもにとっての最もよいこと（最善の利益）を考えてこどもを育てることが重要です。
- 子育ての悩みや心配事を保護者だけで抱え込まず、必要に応じて市・学校関係者等・関係機関に相談や支援を求めることができます。
- 子どもの権利条約第18条<sup>注1</sup>「親の第一次養育責任」、こども基本法第3条第5項<sup>注2</sup>、民法820条<sup>注3</sup>の趣旨を踏まえて定めています。

#### ※注1「子どもの権利条約第18条」

1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

#### ※注2「こども基本法第3条第5項（基本理念）」

こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

#### ※注3「民法820条（監護及び教育の権利義務）」

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

（学校関係者等の責務）

第10条 学校関係者等は、こどもの権利を保障するため、こどもが体験、遊び、学び等を通じて健やかかつ豊かに育つことができるようにするとともに、市、保護者、市民等及び関係機関と連携及び協力をし、こども一人ひとりの発達及び個性に応じた支援並びに安全で安心な環境の整備に取り組むものとする。

2 学校関係者等は、保護者が前条に規定する責務を果たすため、必要な相談及び支援を行うものとする。

【解説】

- 学校や保育所などのこどもが学び育つ施設で、こどもに関わる職員などの責務について定めています。
- 学校関係者等は、こどもが遊びや学び、こども同士の触れ合いなど様々な体験を通じて成長していけるように、教育や保育などを行います。
- 学校関係者等は、市・保護者・市民等・関係機関と相互に連携・協力をを行い、こどもが安心して過ごせる場所・環境づくりに取り組みます。
- 学校関係者等は、保護者が、その責務を果たせるよう、その親子に寄り添った相談・支援を行います。

（市民等の役割）

第11条 市民等は、こどもの権利を保障するため、こどもが地域で安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

【解説】

- こどもと地域で関わる市民等の役割について定めています。
- こどもが心から安心するためには、こどもにとって身近な存在である市民等は、こどもの権利に対する意識を持ち、こどもが安心して地域で過ごすことができる環境づくりに努めることが重要です。
- こども基本法第7条<sup>注1</sup>の趣旨を踏まえて定めています。

※注1「こども基本法第7条（国民の努力）」

国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。



(事業者の役割)

第12条 事業者は、こどもの権利を保障するため、当該事務所又は事業所に勤める全ての者が子育て及び仕事の両立ができるようにするとともに、子育てがしやすい職場の環境づくりに努めるものとする。

【解説】

- 子育て中の保護者が勤務する事業所等の事業者の役割について定めています。
- 事業所等で働く全ての保護者が子育てと仕事の両立ができる職場環境づくりに努めることが重要です。
- こども基本法第6条<sup>注1</sup>の趣旨を踏まえて定めています。

※注1「こども基本法第6条(事業主の努力)」

事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(こどもの役割)

第13条 こどもは、地域社会の一員として、発達に応じ、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 自らの権利が尊重されることと同じように、他者の権利を尊重すること。
- (2) いかなる場合においても、いじめを行ってはならず、互いを思いやること。

【解説】

- 地域社会の一員として、こどもに大切にしてほしいことを役割として定めています。
- こどもも、自分の権利が大切にされることと同様に、周りの人の権利を尊重することが重要です。
- いじめは、こどもの心や体の成長に悪影響を与え、時には、命の危険に発展する著しい人権侵害であり、こども同士のいじめについて、決して行ってはならないことだと定めています。
- こどもの意識アンケートでも、いじめに関する意見が多くあったため、第13条では当事者であるこどもを対象に、いじめは行ってはならないものと規定し、第16条では大人を対象に、こども同士のいじめ防止の取り組みについて定めています。

【意見】

(こどもの意識アンケート：中学2年生)

問：「サポートが必要だと思うこと」

→ 「いじめ」を選択した生徒は、全体の35% (346人/975人)

※アンケートでは、複数の項目から3つまで選択

## 第4章 こどもの権利の保障の推進

(こどもの権利の普及)

第14条 市は、こどもの権利について関心を高め、及び理解を深めるため、必要に応じて広報及び啓発活動を行うものとする。

### 【解説】

- ・市が、こどもの権利やこの条例について知ってもらうために、普及・啓発活動を行っていくことを定めています。
- ・こどもが心から安心して生活するためには、こどもの権利が磐田市に関わる全ての人に認知されて、定着し、守られることが、必要不可欠であるため、啓発活動はとても重要です。

### 【意見】

#### (こどもの意識アンケート：小学5年生)

問：家庭で「こどもの権利」が守られている（大切にされている）と思いますか？

→「そう思う」が、82%（1,017人/1,240人）

「そう思わない」が、3%（34人/1,240人）

「わからない」が、14%（170人/1,240人）

「未回答」が、1%（19人/1,240人）

問：学校で「こどもの権利」が守られている（大切にされている）と思いますか？

→「そう思う」が、74%（913人/1,240人）

「そう思わない」が、5%（60人/1,240人）

「わからない」が、20%（253人/1,240人）

「未回答」が、1%（14人/1,240人）

#### (こどもの意識アンケート：中学2年生)

問：家庭で「こどもの権利」が守られている（大切にされている）と思いますか？

→「そう思う」が、87%（844人/975人）

「そう思わない」が、2%（24人/975人）

「わからない」が、10%（94人/975人）

「未回答」が、1%（13人/975人）

問：学校で「こどもの権利」が守られている（大切にされている）と思いますか？

→「そう思う」が、82%（804人/975人）

「そう思わない」が、4%（34人/975人）

「わからない」が、13%（128人/975人）

「未回答」が、1%（9人/975人）

(虐待等の防止等)

第15条 市は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に基づき、虐待、体罰その他心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動（以下「虐待等」という。）を防止するための必要な措置を講じるとともに、保護者、学校関係者等及び市民等と連携及び協力をし、こどもに対する虐待等の防止及び早期発見に努めるものとする。

2 市及び学校関係者等は、虐待等を受けたこどもを適切かつ速やかに守るため、関係機関と連携及び協力をし、必要な支援を行うものとする。

3 市は、こどもが虐待等を受けた場合において、安心して相談し、及び救済を求めることができる体制を整備するものとする。

#### 【解説】

- こどもの権利の侵害である虐待等の防止等について定めています。
- こどもに対する身体的または精神的な虐待等は、あってはならない行為であり、こどもはあらゆる虐待等から守られなければなりません。
- こどもへの虐待等は、身体的な暴力だけではなく、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、過剰な叱責や心を傷つけるハラスメントなど、精神的な暴力も含まれ、それらはすべてこどもの権利の侵害にあたります。
- しつけや教育的指導といった名目でこどもに対して体罰を加えること、また、こどもの心、人格を傷つけるような叱責などを行うことも、こどもの権利の侵害にあたります。
- 市は、法律に基づき、虐待等の防止に必要な対応を行うとともに、保護者・学校関係者等・市民等と連携・協力し、虐待等の早期発見に努めます。
- 市及び学校関係者等は、虐待等を認めた場合は、手遅れにならないように、迅速に関係機関につなぎ、そのこどもにとって最も良い解決策を見いだせるように支援する必要があります。
- こどもへの虐待等の防止、対応にあたっては、関係機関との連携が十分図られるよう日頃からのネットワークづくりが重要となります。
- 市は、こどもが虐待等を受けたときに、相談や助けを求めることができる体制を整えます。

#### 【意見】

(こどもの意識アンケート：中学2年生)

問：「サポートが必要だと思うこと」3つまで選択

→「児童虐待」を選択した生徒は、全体の26%（252人/975人）

※アンケートでは、複数の項目から3つまで選択

(いじめの防止等)

第16条 市、保護者、学校関係者等及び市民等は、いじめの防止及び早期発見に努めるものとする。

2 市及び学校関係者等は、いじめを受けたことも及び当該保護者に適切な支援を行うとともに、いじめを行ったことに対してその背景に配慮した上で指導し、又は当該保護者に対して助言を行うものとする。

3 市は、こどもがいじめを受けた場合において、安心して相談し、及び救済を求めることができる体制を整備するものとする。

【解説】

- こどもの権利の侵害であるいじめの防止等について定めています。
- いじめとは、こどもに対して、同じ学校に在籍しているなど、そのこどもと一定の人的関係にある他のこどもが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となったこどもが心身の苦痛を感じているものをいいます。
- この条例の定めるいじめは、学校だけでなく、園、習い事、地域などのあらゆる場所で発生するいじめを対象にしています。
- いじめは、こどもの心身に大きな悪影響を及ぼすことから、あってはならない行為であり、大人による支援が必要であるため、市・保護者・学校関係者等・市民等は、いじめの防止・早期発見に努めなければなりません。
- 市・学校関係者等は、こどもへのいじめがあった場合、ただちにいじめをとめ、こどもを守り、親子に対し適切な支援を行わなければなりません。また、いじめを行ったことに対しても、適切な支援を行うことが必要です。
- 市は、こどもがいじめを受けたときに、相談や助けを求めることができる体制を整えます。

【意見】

(こどもの意識アンケート：中学2年生)

問：「サポートが必要だと思うこと」

→ 「いじめ」を選択した生徒は、全体の35% (346人/975人)

※アンケートでは、複数の項目から3つまで選択

(有害又は危険な環境からの保護)

第17条 市及び保護者等は、関係機関と連携及び協力をし、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全で安心な環境づくりに取り組むものとする。

【解説】

- 子どもを有害または危険な環境から守ることについて定めています。
- 市及び保護者等は、子どもが安全に日常生活を送るため、日ごろから対策や備えをすることにより、安全で安心な環境づくりに取り組む必要があります。
- 防犯パトロールの実施や子ども110番の家、通学路等の安全確認・安全確保などを想定しています。

【定義】

保護者等

- 保護者・学校関係者等・市民等・事業者が含まれます。

(子育て家庭に対する支援)

第18条 市は、保護者が子育てをするに当たり、当該家庭に対して必要な支援を行うとともに、学校関係者等、市民等、事業者及び関係機関と連携及び協力をし、保護者が子育てをしやすい環境を整備するものとする。

2 市は、障がいのあることも、経済的に困難な状況にあることもその他困難を抱えていることも及び当該家庭の把握に努めるとともに、学校関係者等、市民等及び関係機関と連携及び協力をし、当該子ども及び家庭の状況に応じて必要な支援を行うものとする。

【解説】

- 子育てをする家庭等への支援について定めています。
- 市は、子育て世帯の負担を少しでも軽減し、このまちに住み続けたい、子どもを育てたいと思えるまちになるよう、学校関係者等・市民等・事業者・関係機関と連携・協力し、保護者を支援し、子育てしやすい環境づくりを行います。
- 市は、特に支援を必要とする家庭については、家庭の状況を把握した上で、必要な支援を行います。

【意見】

(こどもの意識アンケート：中学2年生)

問：「サポートが必要だと思うこと」

→「こどもの貧困」を選択した生徒は、全体の29% (281人/975人)

→「障害がある人たち」を選択した生徒は、全体の15% (147人/975人)

※アンケートでは、複数の項目から3つまで選択

(こどもの意見の表明及び参画の促進)

第19条 市及び保護者等は、市政、地域の活動その他こどもに関わる活動（以下「市政等」という。）について、こどもが意見を表明し、及び社会に参画する機会を設けるとともに、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重するように努めるものとする。

2 市及び保護者等は、こどもの市政等への参画を促進するため、必要な情報をこどもの視点に立って発信するものとする。

【解説】

- ・市及び保護者等が、こどもに意見表明・参画の機会を提供すること、こどもに必要な情報をわかりやすく発信することについて定めています。
- ・こどもにとっての最もよいことは、大人だけではわからないため、こどもが意見を表明したり、参画する機会を設けたりする必要があります。また、意見は聞くだけでなく、尊重するよう努めることが必要です。
- ・こどもが市政や地域の活動を自分ごととして捉えて考え、参画できるようにするため、情報発信をする上で、こどもにもわかりやすく表現するなど工夫が必要です。
- ・こども基本法第3条及び第11条<sup>注1</sup>の趣旨を踏まえて定めています。

※注1「こども基本法第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)」

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【意見】

(こどもの意識アンケート：小学5年生)

問：「先生や親、地域の人たちが自分の意見を聞いてくれていると思いますか？」

- 「そう思う」が76% (947人/1,240人)
- 「そう思わない」が3% (43人/1,240人)
- 「わからない」が、19% (236人/1,240人)
- 「未回答」が、1% (14人/1,240人)

(こどもの意識アンケート：中学2年生)

問：「先生や親、地域の人たちが自分の意見を聞いてくれていると思いますか？」

- 「そう思う」が81% (790人/975人)
- 「そう思わない」が3% (29人/975人)
- 「わからない」が、15% (147人/975人)
- 「未回答」が、1% (9人/975人)

【定義】

**保護者等**

- ・保護者・学校関係者等・市民等・事業者が含まれます。

(多様性の尊重)

第20条 市及び保護者等は、こどもの人種、国籍、性別、宗教及び言語の違い、障がいの有無その他のあらゆる差異が多様性として尊重され、こどもが偏見及び差別その他不当な扱いを受けることがないように、配慮するものとする。

【解説】

- こども一人ひとりの違いや少数派であることに対する、偏見や差別、不当な扱いはこどもの権利の侵害にあたります。
- こどもの個性等は様々であるため、市及び保護者等は、それらの違いを多様性として尊重し、偏見や差別、不当な扱いを受けることがないように配慮する必要があります。
- 偏見や差別、不当な扱いは、それを行う側の無理解や無意識による場合があることから、市は、多様性に対する理解を深めるため、第14条(こどもの権利の普及)に基づき、必要な広報や啓発活動を行います。

【意見】

(こどもの意識アンケート：中学2年生)

問：「サポートが必要だと思うこと」

→ 「不当な偏見・差別」を選択した生徒は、全体の11%(110人/975人)

→ 「LGBTQ+」を選択した生徒は、全体の8%(74人/975人)

※アンケートでは、複数の項目から3つまで選択

【参考】

- 外国人児童生徒数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
517人	594人	642人	685人	691人

【定義】

保護者等

- 保護者・学校関係者等・市民等・事業者が含まれます。



(こどもの居場所づくり)

第21条 市、保護者、学校関係者等及び市民等は、こどもが自由に選択でき、自分らしく安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとする。

【解説】

- こどもが健やかに成長するためには、こどもの居場所があることが重要です。
- こどもが自分の意志で選択でき、ありのままの自分であることができ、心から安心して過ごすことができる居場所づくりに努めることを定めています。
- 大人は、こどもの意見を聴きながら一緒に居場所づくりに取り組むことが重要です。

【意見】

(こどもの意識アンケート：中学2年生)

問：「サポートが必要だと思うこと」

→「居場所のないこども」を選択した生徒は、全体の31% (301人/975人)

※アンケートでは、複数の項目から3つまで選択

(多様な体験等の機会の提供)

第22条 市、保護者、学校関係者等及び市民等は、地域の特色である自然、歴史、文化、産業及びスポーツを活用し、こどもが多様な体験、遊び、探究的な学び及び様々な人との交流ができる機会を提供できるよう努めるものとする。

【解説】

- 市の特色を活かした体験や遊び、学び、人との交流の機会を提供できるよう努めることを定めています。
- 「多様な体験や遊び」「探究的な学び」「様々な人との交流」から得られる経験は、こどもの健やかな成長の原点といえます。
- 市の特色を活かした、本市ならではの事業を想定しています。

【意見】

(こどもの意識アンケート：小学5年生)

問：「幸せに生活できる磐田市にするために、やってほしいこと(自由意見)」

→多様な体験機会の提供に関する意見：約20%

## 第5章 施策の推進

### （計画の策定及び公表）

第23条 市は、前章の規定による、こどもに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を策定するものとする。

2 市は、前項の計画を策定したときは、これを公表するものとする。

### 【解説】

- ・ 条例に基づき、こどもの権利が守られる「こどもが心から安心して生活でき、全ての人々が幸せを実感できるまち」の実現に向けた施策に市役所全体で取り組むため、計画を策定・公表することを定めています。

### （検証）

第24条 市は、こどもに関する施策の実施状況について、定期的にその効果を検証し、当該結果を公表するものとする。

### 【解説】

- ・ 前条の規定に基づき策定された計画については、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取り組みの充実・見直しを検討し、公表することを定めています。

## 第6章 雑則

### （委任）

第25条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 【解説】

- ・ この条例で定めるもの以外に、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めると規定するものです。



**(仮称) 磐田市こどもの権利条例【案】解説書**  
令和6年11月作成

**【問い合わせ】**

磐田市 こども部 こども未来課

磐田市国府台57-7 iプラザ3階

電話番号：0538-37-2808

メール：[kodomo@city.iwata.lg.jp](mailto:kodomo@city.iwata.lg.jp)